

第二号議案

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則等の一部改正について  
教育職員免許状の単位修得方法に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十四日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則等の一部を改正する規則

(教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部改正)

第一条 教育職員免許状の単位修得方法に関する規則(昭和三十七年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「上級免許状」を「教育職員検定による普通免許状」に改める。

第三条第二号の表中

各教科の指導  
法(情報機器  
及び教材の活  
用を含む。)

を

各教科の指導  
法(情報通信  
技術の活用を  
含む。)

に、

教育の方法及  
び技術(情報  
機器及び教材  
の活用を含  
む。)

を

に改める。

教育の 方法及 び技術	情報技 術活用 を目的 とした 教育の 方法
情報技 術活用 を目的 とした 教育の 方法	教育の 方法及 び技術

第三条の二を次のように改める。

(大学が独自に設定する科目)

第三条の二 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、教科に関する専門的事項に関する科目若しくは各教科の指導法に関する科目、大学が加えるこれらに準ずる科目又は教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学が加える科目について修得するものとする。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第二条 教育職員免許状に関する規則(昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の表の備考に次の一号を加える。

三 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、教科に関する専門的事項に関する科目若しくは各教科の指導法に関する科目、大学が加えるこれらに準ずる科目又は免許法施行規則第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学が加える科目について修得するものとする。

附 則

この規則は、公布の日(令和四年四月一日)から施行する。

提案理由

教育職員免許法施行規則の一部改正により、教育職員検定による普通免許状を受ける場合において修得することができる科目が新たに追加等されたことに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

○教育職員免許状の単位修得方法に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（一般的基準）</p> <p>第一条 教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）第三条及び第四条第二項の規定により、教育職員検定による普通免許状の授与を受ける場合の単位修得方法を次に定める。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）</p> <p>第三条 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （別紙）</p> <p>（大学が独自に設定する科目）</p> <p>第三条の二 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、教科に関する専門的事項に関する科目若しくは各教科の指導法に関する科目、大学が加えるこれらに準ずる科目又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学が加える科目について修得するものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>第四条～第六条 （略）</p> <p>附則 （略）</p>	<p>（一般的基準）</p> <p>第一条 教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）第三条及び第四条第二項の規定により、上級免許状の授与を受ける場合の単位修得方法を次に定める。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）</p> <p>第三条 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （別紙）</p> <p>（大学が独自に設定する科目）</p> <p>第三条の二 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、次の各号に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。）。</p> <p>一 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、教科に関する専門的事項に関する科目又は各教科の指導法に関する科目</p> <p>二 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、教科に関する専門的事項に関する科目若しくは各教科の指導法に関する科目又は大学が加えるこれらに準ずる科目</p> <p>第四条～第六条 （略）</p> <p>附則 （略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正案		現行		
<p>二 受けようとする免許状の種類が小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合</p>		<p>二 受けようとする免許状の種類が小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合</p>		
<p>備考 一 第二欄、第三欄及び第四欄に掲げる科目は、各科目に含めることが必要な事項のうち一以上の事項について修得するものとする。</p>	<p>第一欄</p> <p>各科目に含めることが必要な事項</p>	<p>第一欄</p> <p>各科目に含めることが必要な事項</p>	<p>第二欄</p> <p>教育の基礎的理解に関する科目</p>	<p>第二欄</p> <p>教育の基礎的理解に関する科目</p>
	<p>第二欄</p> <p>教育の基礎的理解に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</p>	<p>第二欄</p> <p>教育の基礎的理解に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</p>	<p>第三欄</p> <p>幼児、児童及び生徒の特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</p>	<p>第三欄</p> <p>幼児、児童及び生徒の特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</p>
	<p>第三欄</p> <p>教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)</p>	<p>第三欄</p> <p>教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)</p>	<p>第四欄</p> <p>各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)</p>	<p>第四欄</p> <p>各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)</p>
	<p>第四欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第四欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第五欄</p> <p>生徒指導、教育相談(カウゼリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法</p>	<p>第五欄</p> <p>生徒指導、教育相談(カウゼリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法</p>
	<p>第五欄</p> <p>実践に関する科目</p>	<p>第五欄</p> <p>実践に関する科目</p>	<p>第五欄</p> <p>実践に関する科目</p>	<p>第五欄</p> <p>実践に関する科目</p>
	<p>第六欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第六欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第六欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第六欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>
	<p>第七欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第七欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第七欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第七欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>
	<p>第八欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第八欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第八欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第八欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>
	<p>第九欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第九欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第九欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第九欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>
	<p>第十欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第十欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第十欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>第十欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>

○教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行				
<p>第一条～第四条（略）</p> <p>第四条の二 隣接校種の免許状の授与を受けようとする者で免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="1045 138 1236 1099"> <tr> <td style="width: 50%; height: 100px; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="width: 50%; height: 100px; vertical-align: middle;">最低修得単位数</td> </tr> </table> <p>備考（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、教科に関する専門的事項に関する科目若しくは各教科の指導法に関する科目、大学が加えるこれらに準ずる科目又は免許法施行規則第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学が加える科目について修得するものとする。</p> <p>第五条～第三十六条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>様式（略）</p>	(略)	最低修得単位数	<p>第一条～第四条（略）</p> <p>第四条の二 隣接校種の免許状の授与を受けようとする者で免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="1045 1153 1236 2114"> <tr> <td style="width: 50%; height: 100px; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="width: 50%; height: 100px; vertical-align: middle;">最低修得単位数</td> </tr> </table> <p>備考（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（新設）（略）</p> <p>第五条～第三十六条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>様式（略）</p>	(略)	最低修得単位数
(略)	最低修得単位数				
(略)	最低修得単位数				

## 教育職員免許状の単位修得方法に関する規則等の一部改正について（概要）

### 1 単位修得規則の概要

(1) 法施行規則第14条において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）別表第3（上級の教育職員免許状の授与を受ける場合）の規定により、教育職員免許状（以下「免許状」という。）の授与を受けようとする者の単位修得方法は、法施行規則第11条及び第13条に定める修得方法を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定めることとされている。

また、法第20条において、免許状に関し必要な事項は、法及び法施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定めることとされている。

(2) 前記(1)の規定に基づき、大分県教育委員会が授与する免許状に関しては、法令に特別の定めのある場合を除いては、教員免許規則で定めている。そして、同規則第3条にあっては教育職員検定（※1）による普通免許状について、第4条第2項にあっては単位修得方法に係る各科目の種類別単位数等について、別に定めると規定されており、これらの規定に基づき、単位修得規則は、法施行規則を参酌して定めたものである。

※1 受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者（都道府県教育委員会）が行うもの

(3) 今回、参酌した法施行規則が下記2のとおり改正されたことにより、単位修得規則の該当部分の一部改正が必要となったものである。

### 2 改正理由

(1) 「指定大学が加える科目」の新設等（※2）

令和2年1月に中央教育審議会（以下「中教審」という。）教員養成部会は、「Society5.0時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」において、教員養成大学・学部等の現状が、教育現場が期待する新たな教育課題やニーズに適時・的確に対応し得る等の体制・状況とはなっていないため、Society5.0時代にふさわしい教員養成の在り方自体を変革していくための牽引役となる大学（教員養成フラッグシップ大学。以下「指定大学」という。）を創出する必要があるとし、指定大学においては、Society5.0時代にふさわしい教員養成カリキュラムの研究開発を行うために特別の授業内容、指導方法等を積極的に取り入れることができるよう、教職課程の特例に関する制度を整備すべきとの提言を行った。

この提言を踏まえ、法施行規則において定める、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な単位の修得方法について「指定大学が加える科目」を指定大学において修得することが可能となるようにするとともに、専修免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」（法施行規則に定める科目の単位の修得方法の第6欄）（※3）において、「大学が加えるこれらに準ずる科目」を修得することが可能となるよう（これまででは不可）、令和3年8月に法施行規則が改正された。

※2 法施行規則2条（幼稚園教諭普通免許状）表備考14号（3条【小学校教諭普通免許状】1項、4条【中学校教諭普通免許状】1項、5条【高等学校教諭普通免許状】1項の表の場合においても同様）及び15号（3条1項、4条1項の表の場合においても同様）、5条表備考7号並びに7条（特別支援学校教諭普通免許状）3項関係

※3 ※2において定める「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（又は「教科及び教科の指導法に関する科目」（第2欄）、「教育の基礎的理解に関する科目」（第3欄）、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」（第4欄）を適用

(2) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する事項の新設（※3）

令和3年1月に中教審教員養成部会は、『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』において、各教科の指導法におけるICTの活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けること等が必要であるとの提言を行った。

この提言を踏まえて、法施行規則において定める、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に改めるとともに、「道徳、総合的な学習の時間の指導等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に改めた（令和3年8月に法施行規則を改正）。

### ※3 法施行規則3～5条関係

## 3 改正内容

### (1) 単位修得規則について

ア 「指定大学が加える科目」の追加等（単位修得規則3条の2関係）（上記2(1)の改正に伴うもの）

(ア) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」の単位修得方法において、「指定大学が加える科目」を追加

(イ) 専修免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」において、「大学が加えるこれらに準ずる科目」を修得することが可能となるようにするもの

イ 科目名の改正（単位修得規則3条2号の表関係）

(ア) 「教科及び教科の指導法に関する科目」において、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に改める。

(イ) 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に改める。

ウ その他規定の整備

単位修得規則第1条中「上級免許状の授与を受ける場合」を「教育職員検定による普通免許状の授与を受ける場合」に改める。

※ 単位修得規則には、上級免許状を授与する場合以外（同校種他教科免許状を授与する場合等）の単位修得方法についても規定があるため

### (2) 教員免許規則について

#### ○ 規定の整備

教員免許規則4条の2の表で定める「隣接校種の免許状」（法別表第8）の授与を受けようとする者の単位修得方法において、中学校教諭2種免許状及び高等学校教諭1種免許状の所要資格を得るために修得が必要な「大学が独自に設定する科目」の内容を追記（同表備考関係）

## 4 施行日

令和4年4月1日（公布の日）（※法施行規則の施行日）